

高松高裁総第 750 号

令和 3 年 11 月 25 日

山 中 理 司 様

高松高等裁判所長官 秋 吉 仁 美



司法行政文書開示通知書

令和 3 年 11 月 2 日付け（同月 4 日受付、高松高裁総第 706 号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成 12 年 8 月 29 日付け最高裁判所事務総局総務局長、広報課長書簡（片面で 1 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話 087（851）1561

平成12年8月29日

高等裁判所長官 殿
地方裁判所長 殿
家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中山 隆夫
最高裁判所事務総局広報課長 山崎 敏充

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、事件に関する統計数値を裁判所外の利用者に対し提供する際の一般的基準については、平成9年10月28日付けの書簡によって処理していただいているところですが、この度、下記のとおり定めましたので、平成12年9月1日以降はこれによっていただくようよろしくお取り計らいください。

敬 具

記

- 1 司法統計年報に掲載された数値
正数として提供して差し支えない。
- 2 S S D B Sを利用して抽出した統計数値
正数として提供して差し支えない。ただし、S S D B S上、概数と注釈された数値については、概数として提供する。
- 3 上の1、2に該当しない自序統計等による数値
概数として提供して差し支えない。
- 4 上のいずれの場合であっても、最高裁判所事務総局が承知しておく必要があると判断される場合には、最高裁判所事務総局に速やかに報告する。

